

妊娠から出産・子育てまでの支援の強化について

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

こうした中、妊婦・子育て家庭に必要な支援を行うため、妊婦のための支援給付事業について、以下のとおり対応いただきたい。

○給付の法制化後においても、給付に係る事務及び妊婦に対する伴走型相談支援を継続実施するため、必要となる地方負担に係る安定財源を確保すること。

○伴走型相談支援と「こども家庭センター」による母子保健・児童福祉の一体的支援を、市町村がスムーズに事業実施ができるよう、国において相互の関係性や実施方法を整理するとともに、伴走型相談支援の効率的・効果的な取組モデルを提示すること。

【現状・課題等】

- 妊婦のための支援給付金については交付金 10/10 であるが、給付に係る事務及び伴走型相談支援は都道府県・市町村の負担が生じており、地方自治体の財政力等によって支援の水準に格差が生じることのないよう、地方負担分も含めた財源確保が重要である。
- 全ての妊産婦、子ども、子育て世帯を支援する「こども家庭センター」において、伴走型相談支援についても一体的に実施できる体制を整備する必要がある。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4727)
---------------	----------------------------------

【国の事業等】

■妊婦のための支援給付交付金〔こども家庭庁〕 816 億円

■子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型））
〔こども家庭庁〕2,431 億円の内数

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図るとともに、妊婦のための支援給付（計 10 万円相当）を実施し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施

■妊婦のための支援給付事業費補助金〔こども家庭庁〕22 億円

妊婦のための支援給付金を支給するための必要な経費の補助を実施

■こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する。

子ども・子育て支援交付金において、こども家庭センターの運営や、センターが行う家庭支援事業への財政的支援を実施

【京都府の取組】

■保育や地域の子育て支援充実事業 2,635 百万円の一部

子ども・子育て支援交付金（国事業費）の都道府県負担分

■妊婦のための支援給付事業 25 百万円

妊婦のための支援給付事業費補助金（国事業費）の都道府県負担分